

高速道路における軸重に係る車両制限令違反への対応が変わります

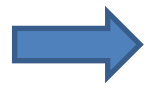


令和2年12月1日より

○「高速道路における特殊車両通行許可制度に関する勉強会」※では、全国の高速道路7箇所にて軸重に係る実地検証を行った。
※国土交通省、(独法)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)、日本貨物運送協同組合連合会、(公社)全日本トラック協会にて構成

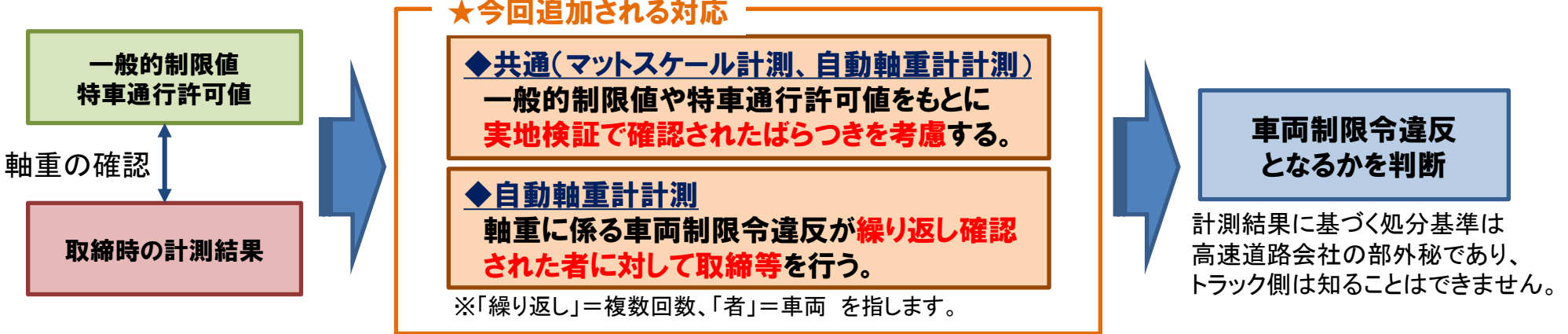
○その結果、機械計測差や走行状況(定速、低速、減速)などの影響により、一定のばらつきが生じることを確認。

＜実地検証で確認されたばらつき＞
○静荷重(マットスケール計測)⇒ 最大で約1トン
○動荷重(自動軸重計測)⇒ 最大で約3トン



実地検証の結果を踏まえた
高速道路会社6社による統一の対応を行う

1. 対応内容…高速道路における軸重に係る車両制限令違反への取締等について、次の対応を行う。



◆仮に誤差範囲内の計測値で処分通知を受け、違反ではないと思われる場合には、通知書記載の申告期間内に異議申し立てを行うことが重要。
◆今回の対応は取締時の計測誤差が一定規模存在することを共通認識するものです。決して許可値以上に積載を許すものではありません。

2. 対象となる高速道路

- ・東日本高速道路(株)
 - ・中日本高速道路(株)
 - ・西日本高速道路(株)
 - ・本州四国連絡高速道路(株)
 - ・首都高速道路(株)
 - ・阪神高速道路(株)
- 以上 6社が管理する高速道路

◇「第4回 高速道路における特殊車両通行許可制度に関する勉強会」資料を参考に作成